



## 期間制限を免れるために専門26業務と称した 違法派遣への厳正な対応

# 専門26業務派遣適正化プラン

労働者派遣において、派遣可能期間の制限のない専門26業務を適正に運用するために以下の事項に取り組みます。

### 緊急に取り組む事項

#### 1. 集中的な指導監督の実施

【集中的な指導監督機関・・・平成22年3月～4月の2ヶ月間】

全国の労働局において、大手派遣会社を中心に、専門26業務での労働者派遣を重点的に調査し、専門26業務と称した違法派遣の適正化に向けた厳正な指導監督を実施。

特に、悪質な派遣元事業主に対しては、行政処分を実施。

#### 2. 関係団体への要請

【実施時期・・・直ちに】

派遣元事業主の団体、派遣先となりうる経済団体に出向き、専門26業務の適正な運用について、「一般事務と混同されやすい事務用機器操作とファイリングについての留意事項」(別添)を示しつつ、要請。

### 継続的に取り組む事項

専門26業務と称した違法派遣の防止と是正に向け、専門26業務での労働者派遣について、上記の集中的な指導監督期間後も、重点的な指導監督項目として引き続き厳正な指導監督を実施。

## 専門26業務と称した違法派遣に対する指導監督の実績

平成21年4月1日～22年1月31日、指導監督を行った事業所のうち、専門26業務と称した違法派遣に対する指導監督の実績は、以下のとおりです。

### 1. 専門26業務と称した違法派遣に対する指導実績

派遣元事業主： 129事業所  
派遣先： 95事業所

### 2. 1のうち指導が多かった業務

事務用機器操作の業務(5号)

派遣元事業主： 49事業所  
派遣先： 45事業所



### 3. 1のうち主な法違反

派遣元事業主


派遣可能期間の抵触日の通知を受けずに派遣契約を締結	94件
労働者派遣契約の内容が不適切	92件
派遣可能期間の制限違反	77件
就業条件等の明示が不適切	60件

派遣先

労働者派遣契約の内容が不適切	70件
派遣可能期間の抵触日の通知をせずに労働者派遣を受入れ	68件
派遣可能期間の制限違反	67件

複数の法違反を同時に指導することもあるので合計は1と一致しない。

人材ビジネスのソリューションカンパニー

 株式会社  
ビジネスパートナー

〒143-0016 東京都大田区大森北2-3-18 第一かざわだビル4F

TEL 03-3765-8225 FAX 03-3765-6686

URL <http://www.b-partner.com>

## 一般事務と混同されやすい 事務用機器操作とファイリングについての留意事項

一般事務との区別において問題が生じやすい労働者派遣法施行令第4条第5号に掲げる業務(以下「事務用機器操作」という。)及び同条第8号に掲げる業務(以下「ファイリング」という。)に関する考え方は以下のとおりです。

### 1. 事務用機器操作

「事務用機器操作」とは、「電子計算機、タイプライター、テレックス又はこれに準ずる事務用機器の操作」とされていますが、現在の実情に沿って解釈すると、「オフィス用のコンピュータ等を用いて、ソフトウェア操作に関する専門的技術を活用して、入力・集計・グラフ化等の作業を一体として行うもの」と解されることであり、迅速・的確な操作に習熟を要するものに限られます。



#### 「事務用機器操作」に該当するもの

文書作成ソフトを用い、文字の入力のみならず、編集、加工等を行い、レイアウト等を考えながら文書を作成する業務

表計算ソフトを用い、データの入力のみならず、入力した数値の演算処理やグラフ等に加工する業務

プレゼンテーションソフトを用い、図表・文字等のレイアウトを考えながらプレゼンテーション等に用いる資料を作成する業務

「事務用機器操作」に従事する者は、オフィス用のコンピュータ等の操作に適した専門的な技能・技術を十分に持つ者である必要があります。例えば、学校等における訓練、一定の実務経験、派遣元事業主において実施する研修等により、専門的な技能・技術を習得している者が行う場合は、「事務用機器操作」に該当します。

#### 「事務用機器操作」に該当しないもの

単純に数値をキー入力するだけの業務を行っている場合

機器の操作を行う者が、経験等がなく機器を初めて操作する者である場合は、専門的な技能・技術を十分に持つ者とはいえないことから、「事務用機器操作」には該当しません。

## 2. ファイリング

「ファイリング」は、高度の専門的な知識、技術又は経験を利用して、分類基準を作成した上で当該分類基準に沿って整理保管を行うもの等に限られます。



### 「ファイリング」に該当するもの

書類が大量に発生する事務所において、書類の内容、整理の方法についての専門的な知識・技術をもとに、書類の重要度、内容等に応じた保存期間・方法を定めた文書管理規定を作成し、この文書管理規定に基づいて、書類を分類・整理・保存・廃棄することにより、事務所内職員が書類の所在を把握できる仕組みを維持する業務等

### 「ファイリング」に該当しないもの

既にある管理規定に基づき、書類の整理を機械的に行っているだけの場合や、単に文書を通し番号順に並び替え、それをファイルに綴じるだけの場合、管理者の指示により、背表紙を作成しファイルに綴じるだけの場合


## 3. 付随的な業務等を行う場合の留意点

「事務用機器操作」、「ファイリング」等「専門26業務」を行う場合でも、以下は、全体として「**専門26業務**ではない」と評価されるため、派遣可能期間の制限（原則1年最長3年）の適用を受けることとなります。

付随的に行う業務の割合が通常の場合の1日又は1週間当たりの就業時間数で1割を超えている場合

全く無関係の業務を少しでも行っている場合

人材ビジネスのソリューションカンパニー

 株式会社  
ビジネスパートナー

〒143-0016 東京都大田区大森北2-3-16 第一かざわだビル4F

TEL 03-3765-8225 FAX 03-3765-6686

URL <http://www.b-partner.com>